

学校経営のポイント

“最高裁判決”と“大阪地裁判決”を生かす

若井 彌一

このコーナーで取り上げて、各学校等の校内研修あるいは各教職員の個人研修の参考になればと思われる事項(事件・問題, 政策・行政の動き等)は多々あるが、近々卒業式のピーク時を迎えるので、今回は上記のテーマで述べてみたい。

最高裁判決とその教育的活用

さて、平成 24 年 1 月 16 日の最高裁(第一小法廷)判決では、公立高等学校および養護学校の教員が、卒業式において、

- (1) 国歌斉唱の際、校長の職務命令に従わずに、国旗に向かって起立して斉唱しなかったこと、国歌のピアノ伴奏に関する職務命令に従わなかったことを理由として行われた都教育委員会の「戒告」処分が、同委員会の裁量権の範囲を超えたり、または濫用するものでないこと、
- (2) 公立養護学校の教職員が卒業式において、国歌斉唱の際に、国旗に向かって起立して斉唱する旨の職務命令に従わなかったことを理由とする「減給」処分については、都教育委員会の処分裁量権を超えるものであることを骨子とする判断を示し、教職員側の上告を一部認容し、一部破棄した(最高裁の同判決についての「要旨」による)。

この判決の詳細については、最高裁のHP(「最高裁判例」)で全文を読めるので、ここでは説明を省く。

肝心なことは、この最高裁判決を活用するというのは、この判決から何を汲み取ったらよいかについて、各学校の教職員が、卒業式や入学式の運営に関連づけて共通理解を深め、卒業していく児童・生徒、入学してくる(きた)児童・生徒への励ましや歓迎にふさわしい和やかさと、子どもたちの社会人とし

ての自覚を新たにしていくように、式の運営を心のこもったものにしていく工夫である。

「儀式的行事」とはいつても、形式ばかりにこだわって、児童・生徒にとって感動も感激もなく、緊張感と疲れだけが印象となってしまいうようでは本末転倒であろう。

ましてや、児童・生徒とその保護者、参加している地域住民の期待に反して、教職員が不協和・対立状態にあることをことさらに印象づけるような式であってはならない。

校長の職務命令に違反しても、「戒告止まりだ」と、処分の軽さを自分にとって有利だと考えるにとどまっていたのでは、最高裁判決を教育的観点から活用したとは言えない。

大阪地裁判決と今後の展望

今年 2 月 6 日には、大阪地裁で、大阪府下の公立中学校元教諭が、卒業式で国歌斉唱の際、起立しなかったこと等を理由に、「訓告」を受けたことにつき、その「訓告」の取消しと慰謝料 200 万円を求めた事件について、元教諭の請求を斥ける判決があった。

訓告は、地方公務員法上の懲戒処分(第 29 条第 1 項)に含まれておらず、法的効果を伴うものでなく、訓告扱いとしたことに違法性はないとして請求を却下したものである。予想された判決であったが、今後の動きを注目したい。

なお、処分の軽重に関する司法判断としては、類似の事例について、先の 1 月 16 日の最高裁判決で示された「戒告」までを懲戒処分として是認する傾向が形成されていく可能性が高いと予想される。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

●最新刊好評発売中！ 校長が職務を効率的に進めるための工夫やアイデアを具体的に提示！

校長の仕事術—効率的に職務を進める知恵とコツ

【編集】元兼正浩(九州大学大学院准教授)

A5判 200 頁 / 定価 2310 円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24 時間受付・即日発送)